

| No. | 案件名称                                     | 契約の種類     | 主管局 | 契約の相手方               | 契約金額<br>(円)税込 | 契約日        | WTO | 随意契約理由          | 備考 |
|-----|--|-----------|-----|----------------------|---------------|------------|-----|-----------------|----|
| 1   | 空油変換器フィルター 外37点 買入                       | 船舶・航空機・鉄道 | 交通局 | ナブテスコ(株)             | 2,344,639     | 平成23年7月1日  |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 2   | LV-4高さ調整弁オイルシール 外28点 買入                  | 船舶・航空機・鉄道 | 交通局 | ナブテスコ(株)             | 3,054,418     | 平成23年7月1日  |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 3   | 電動空気圧縮機部品(高圧シリンダー完備 外9点)買入               | 船舶・航空機・鉄道 | 交通局 | (株)カナデン              | 4,026,939     | 平成23年7月1日  |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 4   | 25系可動式ホーム柵対応改造に伴う放送装置部品(スタンドマイクロホン外2点)買入 | 船舶・航空機・鉄道 | 交通局 | 八幡電気産業(株)            | 3,192,000     | 平成23年7月1日  |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 5   | 食道閉鎖式エアウェイ(LTS)買入                        | 医療用機器     | 消防局 | (株)アダチ               | 7,629,300     | 平成23年7月7日  |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 6   | 高速電気軌道第5号線旅客案内装置 修繕                      | 通信用機器     | 交通局 | (株)京三製作所             | 25,200,000    | 平成23年7月8日  |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 7   | 高速車両(25系)ATO試験器 製造                       | 通信用機器     | 交通局 | 三菱電機(株)              | 28,350,000    | 平成23年7月8日  |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 8   | 中立復帰用ダンパ 外2点 買入                          | 船舶・航空機・鉄道 | 交通局 | 住友商事(株)              | 3,002,370     | 平成23年7月8日  |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 9   | 碍子取付板外6点買入                               | その他材料     | 交通局 | 住友商事(株)              | 3,977,316     | 平成23年7月8日  |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 10  | 中量軌道車両用 主制御器試験装置・主制御器アンブチェッカー(更新) 製造     | 産業用機器     | 交通局 | 住友商事(株)              | 197,400,000   | 平成23年7月12日 | 適用  | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 11  | 灰クレーンバケット(八尾工場) 買入                       | 産業用機器     | 環境局 | (株)福島製作所             | 9,714,810     | 平成23年7月12日 |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 12  | 発車合図用音源基盤外2点 買入                          | 通信用機器     | 交通局 | ジャトー(株)              | 3,045,000     | 平成23年7月12日 |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 13  | SCU 電源基板 外7点 買入                          | 船舶・航空機・鉄道 | 交通局 | 住友商事(株)              | 2,929,500     | 平成23年7月13日 |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 14  | 換気機用インバータ盤(高速電気軌道第7号線西大橋停留場) 改造          | 産業用機器     | 交通局 | 富士電機(株)              | 2,887,500     | 平成23年7月14日 |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 15  | DP45DS DE クッションシリンダー 外16点 買入             | 船舶・航空機・鉄道 | 交通局 | ナブテスコ(株)             | 9,010,858     | 平成23年7月14日 |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 16  | 合成制輪子(5)外3点 買入                           | 船舶・航空機・鉄道 | 交通局 | ナブテスコ(株)             | 7,371,000     | 平成23年7月14日 |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 17  | 制動筒 パッキンカップ 買入                           | 船舶・航空機・鉄道 | 交通局 | (株)カナデン              | 3,042,900     | 平成23年7月21日 |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 18  | 台車装置部品—4(空気バネダイヤフラム、520径 外26点)買入         | 船舶・航空機・鉄道 | 交通局 | 住友商事(株)              | 35,000,101    | 平成23年7月22日 |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 19  | 台車装置部品—3(軸箱 軸受(6)外3点)買入                  | 船舶・航空機・鉄道 | 交通局 | 住友商事(株)              | 31,833,900    | 平成23年7月22日 |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 20  | アルサス電車線買入                                | その他材料     | 交通局 | 住友商事(株)              | 19,393,500    | 平成23年7月22日 |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 21  | 高速車両(70系)自動列車制御/運転装置(ATC/O装置一部更新)        | 船舶・航空機・鉄道 | 交通局 | 三菱電機(株)              | 50,988,000    | 平成23年7月25日 |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 22  | 転落防止装置ローラ 外1点 買入                         | 船舶・航空機・鉄道 | 交通局 | 近畿車輛(株)              | 2,910,600     | 平成23年7月27日 |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 23  | 集電装置部品—1(スプリング外3点)買入                     | 船舶・航空機・鉄道 | 交通局 | 東芝トランスポートエンジニアリング(株) | 3,407,250     | 平成23年8月2日  |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 24  | 除細動器用電極(ハートスタートMRxE用)外2点買入               | 医療用機器     | 消防局 | (株)アダチ               | 2,601,375     | 平成23年8月4日  |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 25  | 混練機部品(平野工場) 買入                           | 産業用機器     | 環境局 | 本田鐵工(株)              | 2,541,000     | 平成23年8月5日  |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 26  | 上部・中間火格子板外11点(鶴見工場) 買入                   | 産業用機器     | 環境局 | 日立造船(株)              | 21,693,000    | 平成23年8月5日  |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 27  | 軸箱 軸受(6) 買入                              | 船舶・航空機・鉄道 | 交通局 | 住友商事(株)              | 25,904,340    | 平成23年8月5日  |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 28  | 南港ポートタウン線南港口停留場駅制御装置 製造                  | 産業用機器     | 交通局 | 住友商事(株)              | 123,217,500   | 平成23年8月8日  |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 29  | 低速回転式せん断破砕機用台刃 外20点(舞洲工場) 買入             | 産業用機器     | 環境局 | 日立造船(株)              | 13,343,400    | 平成23年8月8日  |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 30  | ブレーキ受信装置試験器 製造                           | 船舶・航空機・鉄道 | 交通局 | 三菱電機(株)              | 10,584,000    | 平成23年8月8日  |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 31  | マンガクロッシング 買入                             | その他材料     | 交通局 | 大同興業(株)              | 2,313,664     | 平成23年8月8日  |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 32  | 空気バネダイヤフラム、520径 外14点 買入                  | 船舶・航空機・鉄道 | 交通局 | 住友商事(株)              | 56,171,692    | 平成23年8月9日  |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 33  | メインストレッチャー修繕                             | 医療用機器     | 消防局 | 日本船舶薬品(株)            | 3,615,780     | 平成23年8月10日 |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 34  | LV-5高さ調整弁 フィルタ押さえ 外5点 買入                 | 船舶・航空機・鉄道 | 交通局 | サンコー油機(株)            | 2,986,147     | 平成23年8月10日 |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 35  | 心電図モニター用電極外5点買入                          | 医療用機器     | 消防局 | 日本光電関西(株)            | 9,703,575     | 平成23年8月11日 |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 36  | 薄型電気転輸機用据付用品外3点買入                        | 通信用機器     | 交通局 | (株)京三製作所             | 7,607,565     | 平成23年8月12日 |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 37  | 線条リレー外26点 買入                             | 通信用機器     | 交通局 | (株)京三製作所             | 17,109,540    | 平成23年8月12日 |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 38  | はしご車点検整備                                 | 自動車修理     | 消防局 | (株)モリタテクノス           | 2,268,000     | 平成23年8月17日 |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 39  | 主制御器内MCTT用電磁接触器 買入                       | 船舶・航空機・鉄道 | 交通局 | 東洋電機製造(株)            | 2,058,000     | 平成23年8月19日 |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 40  | 集電装置部品—2[パンタグラフ用舟(66系用)外10点]買入           | 船舶・航空機・鉄道 | 交通局 | 東洋電機製造(株)            | 4,665,675     | 平成23年8月19日 |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 41  | スリ板体組立(穴無し) 外29点 買入                      | 船舶・航空機・鉄道 | 交通局 | 東洋電機製造(株)            | 15,091,335    | 平成23年8月19日 |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 42  | グレートフレーム(H12T8A)外11点(西淀工場) 買入            | 産業用機器     | 環境局 | (株)タクマ               | 16,695,000    | 平成23年8月22日 |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 43  | ろ過式集じん装置用ろ布(西淀工場) 買入                     | 産業用機器     | 環境局 | (株)タクマ               | 12,965,400    | 平成23年8月22日 |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 44  | 鉄道コレクション 買入                              | 日用品類      | 交通局 | (株)トミーテック            | 15,750,000    | 平成23年8月22日 |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 45  | 換気機用インバータ盤(高速電気軌道第6号線今池換気口外2箇所)改         | 産業用機器     | 交通局 | (株)明電舎               | 9,366,000     | 平成23年8月23日 |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 46  | 地下鉄用信号炎管 買入                              | 消防・防災用品   | 交通局 | (株)ダイカ               | 3,045,000     | 平成23年8月23日 |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 47  | 汚水処理装置修繕                                 | 産業用機器     | 交通局 | 三井造船環境エンジニアリング(株)    | 18,900,000    | 平成23年8月24日 |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 48  | 換気機用インバータ盤(高速電気軌道第7号線門真南停留場) 改造          | 産業用機器     | 交通局 | 三菱電機(株)              | 4,389,000     | 平成23年8月24日 |     | 契約の性質または目的による場合 |    |
| 49  | 合成制輪子—2(合成制輪子(6)外3点) 買入                  | 船舶・航空機・鉄道 | 交通局 | ナブテスコ(株)             | 3,536,400     | 平成23年8月24日 |     | 契約の性質または目的による場合 |    |

|    |                                   |           |            |                     |             |            |    |                 |
|----|-----------------------------------|-----------|------------|---------------------|-------------|------------|----|-----------------|
| 50 | 線条リレー外6点 買入                       | 通信用機器     | 交通局        | 日本信号(株)             | 3,577,980   | 平成23年8月26日 |    | 契約の性質または目的による場合 |
| 51 | 踏切警報音発生器 買入                       | 通信用機器     | 交通局        | 日本信号(株)             | 3,528,000   | 平成23年8月26日 |    | 契約の性質または目的による場合 |
| 52 | 高速電気軌道第1号新造車両(30000系)車両模型 製造      | 船舶・航空機・鉄道 | 交通局        | 近畿車輛(株)             | 2,940,000   | 平成23年8月26日 |    | 契約の性質または目的による場合 |
| 53 | 平型リレー 外5点 買入                      | 船舶・航空機・鉄道 | 交通局        | 八洲器材(株)             | 3,669,540   | 平成23年8月26日 |    | 契約の性質または目的による場合 |
| 54 | バスロケーションシステム・路上機器製造               | 通信用機器     | 交通局        | 住友電工システムソリューション(株)  | 100,800,000 | 平成23年8月29日 | 適用 | 契約の性質または目的による場合 |
| 55 | 総合継電器試験装置 製造                      | 産業用機器     | 交通局        | 住友商事(株)             | 37,800,000  | 平成23年9月2日  | 適用 | 契約の性質または目的による場合 |
| 56 | ドライブレコーダーシステム バス車載機用カメラ 買入        | 通信用機器     | 交通局        | 新和商事(株)             | 14,571,480  | 平成23年9月2日  |    | 契約の性質または目的による場合 |
| 57 | 高速車両(新20系)中間更新に伴う制御装置(一部更新)製造(1)  | 船舶・航空機・鉄道 | 交通局        | 住友商事(株)             | 221,271,750 | 平成23年9月2日  |    | 契約の性質または目的による場合 |
| 58 | 演算装置試験器修繕                         | 産業用機器     | 交通局        | (株)カナデン             | 3,507,000   | 平成23年9月5日  |    | 契約の性質または目的による場合 |
| 59 | 高速電気軌道第8号線PTC装置修繕                 | 通信用機器     | 交通局        | (株)カナデン             | 9,765,000   | 平成23年9月5日  |    | 契約の性質または目的による場合 |
| 60 | 駐車ブレーキ用キャップボルト 外48点 買入            | 船舶・航空機・鉄道 | 交通局        | 住友商事(株)             | 11,467,477  | 平成23年9月5日  |    | 契約の性質または目的による場合 |
| 61 | ごみ処理手数料等改定周知用北区広報紙折込環境局特集版 外10点印刷 | 活平版       | 環境局        | サンケイ総合印刷(株)         | 2,540,800   | 平成23年9月7日  |    | 契約の性質または目的による場合 |
| 62 | 換気機用インバータ盤(高速電気軌道第7号森ノ宮停留場)改造     | 産業用機器     | 交通局        | パナソニックSSインフラシステム(株) | 3,360,000   | 平成23年9月8日  |    | 契約の性質または目的による場合 |
| 63 | 換気機用インバータ盤(高速電気軌道第7号線心斎橋停留場)改造    | 産業用機器     | 交通局        | (株)東芝               | 5,827,500   | 平成23年9月8日  |    | 契約の性質または目的による場合 |
| 64 | 70T フィルタコンデンサー2 買入                | 船舶・航空機・鉄道 | 交通局        | 八洲器材(株)             | 3,175,200   | 平成23年9月8日  |    | 契約の性質または目的による場合 |
| 65 | 高速車両(70系)低圧電源装置(一部更新)製造           | 船舶・航空機・鉄道 | 交通局        | 東洋電機製造(株)           | 80,325,000  | 平成23年9月9日  |    | 契約の性質または目的による場合 |
| 66 | 集電装置台枠 買入                         | 船舶・航空機・鉄道 | 交通局        | 東洋電機製造(株)           | 4,200,000   | 平成23年9月9日  |    | 契約の性質または目的による場合 |
| 67 | PM2.5測定用サンプラー(成分分析用) 買入           | 理化学機器     | 環境局        | 宮本理研工業(株)           | 4,620,000   | 平成23年9月13日 |    | 契約の性質または目的による場合 |
| 68 | 車両床下洗浄装置修繕                        | 産業用機器     | 交通局        | 川重商事(株)             | 3,045,000   | 平成23年9月16日 |    | 契約の性質または目的による場合 |
| 69 | 側板 外8点 買入                         | 船舶・航空機・鉄道 | 交通局        | 日東絶縁(株)             | 22,631,700  | 平成23年9月21日 |    | 契約の性質または目的による場合 |
| 70 | NT光LAN装置修繕                        | 通信用機器     | 交通局        | 日本電気(株)             | 2,992,500   | 平成23年9月22日 |    | 契約の性質または目的による場合 |
| 71 | 20系インバータ装置試験装置改造                  | 産業用機器     | 交通局        | 住友商事(株)             | 8,001,000   | 平成23年9月27日 |    | 契約の性質または目的による場合 |
| 72 | 東洋陶磁美術館本館展示ケース内免震台 製造             | 産業用機器     | ゆとりとみどり振興局 | 日本国土開発(株)           | 37,380,000  | 平成23年9月28日 | 適用 | 契約の性質または目的による場合 |
| 73 | 高速電気軌道第6号線南森町停留場電気室配電機器制御装置改造     | 産業用機器     | 交通局        | 寺崎電気産業(株)           | 7,140,000   | 平成23年9月28日 |    | 契約の性質または目的による場合 |
| 74 | 線条リレー外8点 買入                       | 通信用機器     | 交通局        | 大同信号(株)             | 2,199,750   | 平成23年9月28日 |    | 契約の性質または目的による場合 |
| 75 | 手すり付非常梯子 製造                       | 産業用機器     | 交通局        | (株)アサヤマ             | 23,310,000  | 平成23年9月29日 |    | 契約の性質または目的による場合 |
| 76 | 高速車両(25系)誘導無線移動局装置(一部更新) 製造       | 船舶・航空機・鉄道 | 交通局        | (株)日立国際電気           | 38,984,400  | 平成23年9月29日 |    | 契約の性質または目的による場合 |

# 随意契約理由書

1 案件名称

空油変換器フィルター 外37点 買入

2 契約の相手方

ナプテスコ株式会社

3 随意契約理由

本品はナプテスコ株式会社製の、当局100系ニュートラム車両用空気制動装置の取替部品であり、装置全般に対する知識を基に設計・製作されたものである。また装置が正常に機能するための性能保証が要求され、かつ本装置への取付の互換性を必要とするので、同社製以外の代替品を使用することができない。

さらに本品は、同社独自の技術で設計・製作されており、それらに関するデータ等は一般に公開しておらず企業秘密とされているため、同社以外で製作することはできない。

以上の理由により、直接販売店である上記業者を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当する。

5 担当部署

交通局鉄道事業本部 車両部緑木車両管理事務所

以 上

## 随意契約理由書

1 案件名称

LV-4 高さ調整弁オイルシール 外28点 買入

2 契約の相手方

ナブテスコ株式会社

3 随意契約理由

本品はナブテスコ株式会社製の、当局100系ニュートラム車両用走り装置及び空気制動装置並びに戸閉装置の取替部品であり、装置全般に対する知識を基に設計・製作されたものである。また装置が正常に機能するための性能保証が要求され、かつ本装置への取付の互換性を必要とするので、同社製以外の代替品を使用することができない。

さらに本品は、同社独自の技術で設計・製作されており、それらに関するデータ等は一般に公開しておらず企業秘密とされているため、同社以外で製作することはできない。

以上の理由により、直接販売店である上記業者を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当する。

5 担当部署

交通局鉄道事業本部 車両部緑木車両管理事務所

## 随意契約理由書

1 案件名称

電動空気圧縮機部品（高圧シリンダー完備 外9点）買入

2 契約の相手方

株式会社カナデン

3 随意契約理由

電動空気圧縮機は車両の空気ブレーキおよび戸閉装置等その他各装置の動力源となる圧縮空気を作り出すためのもので、車両の安全運行上、高度な信頼性が要求される。

本品は当局高速車両用として製作された三菱電機株式会社製電動空気圧縮機の取替部品であり、装置全般に対する知識を基に設計、製作されたものである。従って、電動空気圧縮機へ部品を取り付けるに当たっての互換性はもちろん、装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり、本品以外の代替品を使用することが出来ない。よって上記製品を指定する。

なお、本物件は三菱電機株式会社製であるため、同社で唯一の代理店である株式会社カナデンに特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部森之宮車両管理事務所  
(電話番号06-6967-3195)

以上

## 随意契約理由書

1 案件名称

25系可動式ホーム柵対応改造に伴う放送装置部品（スタンドマイクホ外2点）

2 契約の相手方

八幡電気産業株式会社

3 随意契約理由

今回購入する物品は、第5号線用高速鉄道車両に使用する放送装置の部品である。

放送装置は乗務員室内のマイクロフォンを使用し、各車両に設置された放送増幅器を經由して車内スピーカから一斉放送を行う1つのシステムである。現状のシステムにスタンドマイクロホン並びに車外スピーカを追加することで、車外放送及び着座状態での車内及び車外放送が可能となり、乗客への情報提供等を行う乗務員への支援となる。

本装置は、常に車内との連絡系統を確保するためのシステムであり、安全運行上、高度な信頼性が要求され、本装置（システム）への互換性より、八幡電気産業株式会社製以外の製品を使用することができない。

以上の理由により、上記製品を指定し、上記業者を特名するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部車両課

（電話番号 06-6585-6583）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

食道閉鎖式エアウェイ（LTS）買入

### 2 契約の相手方

株式会社 アダチ

### 3 随意契約理由

#### (1) 機種選定理由

食道閉鎖式エアウェイ（LTS）は、心肺停止傷病者に対して救急救命士が医師の指示により実施する特定行為（器具による気道確保）に使用する救命資器材であり、類似製品を以下5点について比較検討した。

- ・ 挿入が容易で他の機器と接続でき、固定性があること。
- ・ 気密性があること
- ・ ハンドフリー状態で活動ができること
- ・ 食道疾患傷病者に使用できること
- ・ 2つのカフを1回の操作でインフレートできること

上記すべてを満たすものはスミスメディカル・ジャパン株式会社製のラリングルチューブサクシオンLTSのみであり、傷病者の救命に最も効果的であると考えられるため、本製品を選定する。

製品指定理由は別紙のとおり。

#### (2) 業者選定理由

上記製品は、スミスメディカル・ジャパン株式会社製であり、株式会社アダチはスミスメディカル・ジャパン株式会社が取扱う全製品の唯一の販売代理店である。

よって上記業者を指定するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

消防局警防部救急課（電話番号 06-4393-6628）

## 随意契約理由書

## 1. 案件名称

高速電気軌道第5号線旅客案内装置修繕

## 2. 契約の相手方

株式会社京三製作所

## 3. 随意契約理由

本件は高速電気軌道第5号線の各停留場で使用されている旅客案内装置の修繕を行うものである。

旅客案内装置は、列車の行先、接近情報等をお客さまに案内するための設備であり、列車の在線状況を確認するために列車集中制御装置などの運転保安設備から、行先情報、位置情報などの列車運行に関わるデータを授受するなど運転保安設備と密接に関わりのある設備であるため、特殊な設計・製作技術が要求される。

第5号線の旅客案内装置は株式会社京三製作所製で、製作者独自の技術で設計・製作されたものであり、その内容は企業秘密のため公開していないことから、第5号線用旅客案内装置の製作者である株式会社京三製作所以外では修繕を行うことが出来ない。

よって上記理由により株式会社京三製作所を特名するものである。

## 4. 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5. 担当部署

交通局電気部電気管理事務所計画

(電話番号06-6965-1884)



## 随意契約理由書

1 案件名称  
高速車両（25系）ATO試験器 製造

2 契約の相手方  
三菱電機株式会社

3 随意契約理由

ATO装置は、地上装置から送信される速度制限信号及び地点情報等の地上情報を受信して、列車の速度を制限速度以下に自動的に制御したり、自動運転により、次駅の駅停車位置まで乗り心地良く列車を自動制御し、ホーム柵の扉と車両扉とを連動制御する装置である。

ATO装置は、列車を安全に運行させるうえで必要不可欠なものであり、常に正確に稼働させる必要がある。

今回の試験器製造にあたっては、25系車両に搭載されているATO装置の機能、構造は当然のこと、可動柵との連動制御システムに関わる内部制御データ構成等についても十分把握している必要があるほか、いかなる場合においても機器性能を十分に保証できるものでなければならない。また、25系車両に搭載されているATO装置は全数三菱電機株式会社製であり、構造についても他社には公開されていないため、本装置を製作した三菱電機株式会社以外には本件を履行することができない。

以上の理由により、三菱電機株式会社を特名するものである。

4 根拠法令  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署  
交通局鉄道事業本部車両部車両課  
(電話番号 06-6585-6583)

## 随意契約理由書

- 1 案件名称  
中立復帰用ダンパ 外2点 買入
- 2 契約の相手方  
住友商事株式会社
- 3 随意契約理由  
本品は新潟トランス株式会社製の、当局100系ニュートラム車両用走り装置の取替部品であり、装置全般に対する知識を基に設計・製作されたものである。また装置が正常に機能するための性能保証が要求され、かつ本装置への取付の互換性を必要とするので、同社製以外の代替品を使用することができない。  
さらに本品は、同社独自の技術で設計・製作されており、それらに関するデータ等は一般に公開しておらず企業秘密とされているため、同社以外で製作することはできない。  
以上の理由により上記製品を指定するものであり、新潟トランス株式会社の唯一の代理店である住友商事株式会社に特名するものである。
- 4 根拠法令  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 5 担当部署  
交通局鉄道事業本部 車両部緑木車両管理事務所

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

碍子取付板外6点買入

### 2 契約の相手方

住友商事株式会社

### 3 随意契約理由

#### (1) 機種選定理由

本件は、南港ポートタウン線で列車動力用の電力を供給する電車線設備に関わる剛体複線式電車線の一部を買入するものである。

南港ポートタウン線は、運行管理、駅務・乗客サービス、防災、電力管理、車庫管理及び車両の各システムで構成されており、それぞれ密接に関わり合いトータルシステムとして設計・運行されている。そのため、各システムの協調性、互換性が求められ、それらを損なうとトータルシステム全体に影響を及ぼし安全な運行ができなくなる。

#### (2) 業者選定理由

南港ポートタウン線の電車線設備は、新潟トランス株式会社独自の技術によって設計・製作されたものであり、その技術については公開していない。また、トータルシステムが正常に機能するための性能保証上、新潟トランス株式会社製以外の代替品を使用することは出来ない。

よって上記理由により新潟トランス株式会社の唯一の代理店である住友商事株式会社を特名するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5. 担当部署

交通局電気部電気管理事務所中量保安管区

(電話番号06-6613-5301)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

中量軌道車両用主制御器試験装置・主制御器アンプチェッカー（更新）製造

### 2 契約の相手方

住友商事株式会社

### 3 随意契約理由

本件は、ニュートラムの主制御器試験装置及び主制御器アンプチェッカー（以下「試験装置」という）の更新を実施するためのものである。この試験装置は、主制御装置に自動運転をするにあたっての加速や減速などの信号を与え、遮断器や継電器等が正常に動作し、自動運転に問題がないかを検査するものである。

ニュートラムの運行は、トータルシステム<sup>※1</sup>で管理されており、互いに密接に関連する機器等のシステムの安全性及び信頼性を保つことが絶対条件である。遮断器や継電器等が、正常に安定的稼働を保つためには、本件の試験装置により主制御装置の機能が正常に機能するか確認することが必要不可欠である。

主制御装置は新潟トランス株式会社<sup>※1</sup>がトータルシステムとして管理したものでありデータ等は一般に公開しておらず企業秘密とされているため、本件である主制御器試験装置及び主制御器アンプチェッカーにおいても、同社以外では製造することができない。

以上の理由から新潟トランス株式会社唯一の代理店である住友商事株式会社を特名する。

※1 トータルシステムとは、車両や分岐案内設備、信号保安設備、通信情報伝送設備、自動運転（ATO）設備、電車線設備、電力管理システムや運行管理システム等の各サブシステムが機能的に結合し、これらの各設備が一体となって総合的なニュートラムシステムとして運行されており、安全性、信頼性の高い無人運転を実現した運行形態の総称である。

### 4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第2号及び政府調達に関する協定第15条第1項（d）

### 5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部 車両課  
（電話番号06-6585-6583）

以 上

## 随意契約理由書

1 案件名称

灰クレーンバケット（八尾工場）買入

2 契約の相手方

(株)福島製作所

3 随意契約理由

機種選定理由

今回購入予定の灰クレーンバケットは、(株)福島製作所製であり当該会社独自の技術により製作されたものである。

(株)福島製作所が、クレーン製作会社と灰クレーン設計時より協議・調整のうえ本製品を作成したため、クレーン本体の関連機構との詳細な関係は当該会社のみが熟知し、他社において製作は不可能である。

業者選定理由

本製品は(株)福島製作所が直接販売をしており、他社では取り扱うことが出来ない。したがって、(株)福島製作所と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 八尾工場 （電話番号 072-923-4226）

## 随意契約理由書

## 1. 案件名称

発車合図用音源基盤外2点買入

## 2. 契約の相手方

ジャトー株式会社

## 3. 随意契約理由

## (1) 機種選定理由

本件は、高速電気軌道第5号線で使用されている自動放送中央装置及び業務用拡声装置の予備部品の買入を行うものである。

自動放送中央装置は、5号線各停留場の列車の行先、接近情報等の各種旅客案内情報を業務用拡声装置に送るための設備であり、業務用拡声装置は自動放送中央装置と連携し各停留場にて旅客案内放送を行う他、列車の発車合図の鳴動を行っている設備である。

## (2) 業者選定理由

5号線の旅客案内中央装置及び拡声装置はジャトー株式会社製であり、製作者独自の技術で設計・製作され、その内容は企業秘密のため公開していない。また、当該装置の互換性保持及び性能保証を必要とするため、装置の製作者であるジャトー株式会社以外より買入を行うことが出来ない。

よって上記理由によりジャトー株式会社を特名する。

## 4. 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5. 担当部署

交通局電気部電気管理事務所計画

(電話番号06-6965-1884)

## 随意契約理由書

1 案件名称

SCU電源基板 外7点 買入

2 契約の相手方

住友商事株式会社

3 随意契約理由

駅制御装置（SCU）は車上に設置された駅制御装置と各駅に設備された地上の駅制御装置からなり、両装置間で列車を定位置に停止するための制御、扉開閉の制御、発進方向を切替るための制御及び出発制御用の信号の送受信を行うものである。

データ伝送装置（TCU）は中央指令所に設置された多重通信制御装置との間で、データ伝送を行い、地上→車上へ送信する情報としては列車への遠隔制御情報（照明、冷房等）が伝送され、車上→地上へ送信する情報としては列車の異常情報、状態情報が伝送される。

列車無線装置（IR）は車両と地上を結ぶ無線装置であり、車両に添乗している係員と運輸指令、乗客と運輸指令を結ぶ音声通話、非常時に車両から送電線を停電する非常発報等の機能を持つものである。

これらの装置は住友電気工業製であり、当該メーカー独自の技術で設計、製作されており、構造、製作時のデータ等については、他社には公開しておらず企業秘密とされている。また、装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり同社製以外の代替品を使用することが出来ない。

よって、上記理由により、住友電気工業株式会社の唯一の代理店である、住友商事株式会社を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部 緑木車両管理事務所

（電話番号 06-6681-9261）

## 随意契約理由書

1 案件名称  
換気機用インバータ盤(高速電気軌道第7号線西大橋停留場)改造

2 契約の相手方  
富士電機(株)

3 随意契約理由

本件は、第7号線西大橋停留場にある西隧道排風機の換気風量を可変させるための装置として設置している、インバータ盤内のインバータユニット更新及びそれに伴う盤内器具の改造を行うものである。

既設のインバータ盤については、富士電機(株)が独自に製作しており、その技術については他社に公開していない。このため、システムが正常に機能するための性能保証上同社以外では改造を行うことができない。

4 根拠法令  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署  
交通局鉄道事業本部電気部電気課(機械設計)  
(電話番号06-6585-6565)



## 随意契約理由書

1 案件名称

DP45DS DE クッションシリンダー 外16点 買入

2 契約の相手方

ナブテスコ株式会社

3 随意契約理由

本品はナブテスコ株式会社製の、当局高速車両用戸閉装置・窓拭装置、100系ニュー  
トラム車両用走り装置・空気制動装置の取替部品であり、装置全般に対する知識を基に設  
計・製作されたものである。また装置が正常に機能するための性能保証が要求され、かつ  
本装置への取付の互換性を必要とするので、同社製以外の代替品を使用することができな  
い。

さらに本品は、同社独自の技術で設計・製作されており、それらに関するデータ等は  
一般に公開しておらず企業秘密とされているため、同社以外で製作することはできない。

以上の理由により、直接販売店である上記業者を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当する。

5 担当部署

交通局鉄道事業本部 車両部緑木車両管理事務所

以 上

## 随意契約理由書

1 案件名称

合成制輪子(5) 外3点 買入

2 契約の相手方

ナブテスコ株式会社

3 随意契約理由

合成制輪子とは、高速車両の走行中における車輪回転速度を減速させるためのもので、運転士のブレーキ操作で車輪踏面に合成制輪子(5)を押し付け、その摩擦力で回転速度を抑制する。

本件物品の合成制輪子(5)は、高い制動力の確保に必要な要素である「摩擦係数」を向上させる製法で製作されたものである。

また合成制輪子(7)は、車輪の「偏摩耗」「異常摩耗」を抑制するための特殊素材で製作されたものである。

上記について、十分評価が出来る同社製合成制輪子(5)及び合成制輪子(7)を指定したい。

なお本件物品は、同社独自の技術で設計・製作されており、それらに関するデータ等は一般に公開しておらず企業秘密とされているため、同社以外で製作することはできない。

以上の理由により、直接販売店である上記業者を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部 車両部緑木車両管理事務所  
(電話番号06-6681-9261)

## 随意契約理由書

1 案件名称

制動筒 パッキンカップ 買入

2 契約の相手方

株式会社カナデン

3 随意契約理由

空気制動装置は、走行中の地下鉄車両を減速、停止させるための装置で、当局地下鉄車両を構成する重要な装置の一つであり、安全運行上、極めて高度な信頼性が要求される。

本品（制動筒 パッキンカップ）は、当局地下鉄車両用に三菱電機株式会社が空気制動装置全般に対する知識を基に設計、製作されたものである。また、装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり、同社製以外の代替品を使用することが出来ない。

以上の理由により、上記製品を指定するものである。

なお、本件物品は、三菱電機株式会社製であるため、同社で唯一の代理店である株式会社カナデンを特名するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部 緑木車両管理事務所  
(06-6681-9261)

## 随意契約理由書

1 案件名称

台車装置部品-4 (空気バネ 177mm.520径 外26点) 買入

2 契約の相手方

住友商事株式会社

3 随意契約理由

台車装置とは、高速車両における装置の中で車両走行及び減速に係わる機械装置の総称であり、車輪をはじめ、圧力空気によるブレーキ作用を車輪へ伝える基礎ブレーキ装置などが挙げられ、これらの各装置で構成して成立している。

本品は車両を構成する上で重要な装置のひとつであるほか、あらゆる走行条件下においても走行安全性を確保するための高度な信頼性が要求される。

本品は当局高速車両用として製作された住友金属工業株式会社製台車の取替部品であり、装置全般に対する知識を基に設計・製作されたものである。従って、台車へ部品を装着するうえでも互換性はもちろん、装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり、同社製以外の代替品は使用できない。よって上記製品を指定する。

なお、本件物品は、住友金属工業株式会社製であるため、同社で唯一の代理店である住友商事株式会社に特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部森之宮車両管理事務所

(電話番号06-6967-3195)

以 上

## 随意契約理由書

1 案件名称  
台車装置部品－3（軸箱 軸受（6）外3点）買入

2 契約の相手方  
住友商事株式会社

3 随意契約理由

台車装置とは、高速車両における装置の中で車両走行及び減速に係わる機械装置の総称であり、車輪をはじめ、圧力空気によるブレーキ作用を車輪へ伝える基礎ブレーキ装置などが挙げられ、これらの各装置で構成して成立している。

本品は車両を構成する上で重要な装置のひとつであるほか、あらゆる走行条件下においても走行安全性を確保するための高度な信頼性が要求される。

本品は当局高速車両用として製作された住友金属工業株式会社製台車の取替部品であり、装置全般に対する知識を基に設計・製作されたものである。従って、台車へ部品を装着するうえでも互換性はもちろん、装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり、同社製以外の代替品は使用できない。よって上記製品を指定する。

なお、本件物品は、住友金属工業株式会社製であるため、同社で唯一の代理店である住友商事株式会社に特名する。

4 根拠法令  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署  
交通局鉄道事業本部車両部森之宮車両管理事務所  
(電話番号06-6967-3195)

以 上

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

アルサス電車線買入

## 2 契約の相手方

住友商事株式会社

## 3 随意契約理由

## (1) 機種選定理由

本件は、南港ポートタウン線で列車動力用の電力を供給する電車線設備に関わる剛体複線式電車線（アルサス電車線）を買入するものである。

南港ポートタウン線は、運行管理、駅務・乗客サービス、防災、電力管理、車庫管理及び車両の各システムで構成されており、それぞれ密接に関わり合いトータルシステムとして設計・運行されている。そのため、各システムの協調性、互換性が求められ、それらを損なうとトータルシステム全体に影響を及ぼし安全な運行ができなくなる。

## (2) 業者選定理由

南港ポートタウン線の電車線設備は、新潟トランス株式会社独自の技術によって設計・製作されたものであり、その技術については公開していない。また、トータルシステムが正常に機能するための性能保証上、新潟トランス株式会社製以外の代替品を使用することは出来ない。

よって上記理由により新潟トランス株式会社の唯一の代理店である住友商事株式会社を特名するものである。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5. 担当部署

交通局電気部電気管理事務所（計画）

（電話番号06-6965-1884）

## 随意契約理由書

1 案件名称

高速車両（70系）自動列車制御／運転装置（ATC／O装置一部更新）製造

2 契約の相手方

三菱電機株式会社

3 随意契約理由

自動列車制御／運転装置（以下「ATC／O装置」という）は、地上装置から送信される速度制限信号及び地点情報等の地上情報を受信して、列車の速度を制限速度以下に自動的に制御したり、自動運転により、次駅の駅停車位置まで乗り心地良く列車を自動制御し、ホーム柵の扉と車両扉とを連動制御する装置である。

ATC／O装置は、列車を安全に運行させるうえで必要不可欠なものであり、常に正確に稼働させる必要がある。

今回の一部更新にあたっては、70系車両に搭載されているATC／O装置の機能、構造は当然のこと、可動式ホーム柵との連動制御システムに関わる内部制御データ構成等については、ATC／O装置のみならず可動柵関連情報を互いに送受信する車上遠隔制御装置も含めて十分把握している必要があるほか、いかなる場合においても機器性能を十分に保証できるものでなければならない。また、70系車両に搭載されているATC／O装置及び車上遠隔制御装置は全数三菱電機株式会社製であり、構造についても他社には公開されていないため、本装置を製作した三菱電機株式会社以外には本件を履行することができない。

以上の理由により、三菱電機株式会社を特名するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部車両課

（電話番号 06-6585-6583）

## 随意契約理由書

1 案件名称

転落防止装置ローラ 外1点 買入

2 契約の相手方

近畿車輛株式会社

3 随意契約理由

本品は当局地下鉄車両用として製作された近畿車輛株式会社製連結面間転落防止装置の取替部品であり、装置全般に対する知識を基に設計、製作されたものである。また、装置が正常に機能するための性能保証が要求され、かつ本装置への取付の互換性を必要とするので、同社製以外の代替品を使用することができない。

さらに本品は、同社独自の技術で設計・製作されており、それらに関するデータ等は一般に公開しておらず企業秘密とされているため、同社以外で製作することはできない。

以上の理由により、上記製品を指定するとともに、直接販売店である同社を特名するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部 車両部緑木車両管理事務所



## 随意契約理由書

1 案件名称

集電装置部品－1（スプリング外3点）買入

2 契約の相手方

東芝トランスポートエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

今回購入する部品は高速鉄道車両用集電装置（堺筋線・長堀鶴見緑地線・今里筋線を除く）の定期検査における保守取替え部品である。

集電装置とは、第3軌条と呼ばれる電車線（DC750V）から列車運行に必要な電力を取り込む装置であり、安全運行上、高度な信頼性が要求される。

本品は当局高速鉄道車両用として製作された集電装置に使用している株式会社東芝製の取替部品であり、装置全般に対する知識を元に設計、製作されたものである。また、装置が正常に機能するための性能保証が要求され、かつ本装置への取付の互換性を要するので、同社製以外の代替品を使用することができない。以上の理由により、上記製品を指定する。

なお、本件物品は、株式会社東芝製であり、東芝より保守業務移管を受けている東芝トランスポートエンジニアリング株式会社を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部森之宮車両管理事務所  
（電話番号06-6967-3195）

以 上

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

除細動器用電極（ハートスタートMR x E用）外2点買入

## 2 契約の相手方

(株)アダチ

## 3 随意契約理由

## (1) 機種選定理由

今回購入する物品は消防局の救急隊が使用する除細動器(株)フィリップスエレクトロニクスジャパン製ハートスタートMR x E)の消耗品であり、適合する製品は本製品のみである。よって本製品を選定する。

製品指定理由は別紙のとおり。

## (2) 業者選定理由

本製品は(株)フィリップスエレクトロニクスジャパン製であり、販売元はレールダルメディカルジャパン(株)である。レールダルメディカルジャパン(株)は、日本国内の消防機関における(株)フィリップスエレクトロニクスジャパンの唯一の医療機器販売代理店であり、(株)アダチはレールダルメディカルジャパン(株)が取り扱う製品の大阪府下における唯一の販売代理店である。

よって上記業者を指定するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

消防局警防部救急課 (電話番号 06-4393-6628)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

混練機部品（平野工場）買入

## 2 契約の相手方

本田鐵工（株）

## 3 随意契約理由

## (1) 製品選定理由

混練機部品は本田鐵工（株）製作による混練機の主要構成部品であり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品は、形状寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品は使用できないため、本田鐵工（株）製の製品を指定するものである。

## (2) 業者選定理由

混練機部品は本田鐵工（株）のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、本田鐵工（株）と特名随意契約するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

環境局 施設部 平野工場 （電話番号 06-6707-3753）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

上部・中間火格子板外 11 点（鶴見工場）買入

## 2 契約の相手方

日立造船（株）

## 3 随意契約理由

## (1) 製品指定理由

今回購入する上部・中間火格子板外 11 点は、日立造船（株）製の鶴見工場焼却設備の一構成部品であり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては製作不可能である為、日立造船（株）製の製品を指定するものである。

## (2) 業者選定理由

本部品は日立造船（株）が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船（株）と特名随意契約するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

環境局 施設部 鶴見工場（電話番号 06-6912-4700）

## 随意契約理由書

1 案件名称  
軸箱 軸受(6) 買入

2 契約の相手方  
住友商事株式会社

3 随意契約理由

本品は住友金属工業株式会社製の、当局高速車両用台車装置の取替部品であり、装置全般に対する知識を基に設計・製作されたものである。また装置が正常に機能するための性能保証が要求され、かつ本装置への取付の互換性を必要とするので、同社製以外の代替品を使用することができない。

さらに本品は、同社独自の技術で設計・製作されており、それらに関するデータ等は一般に公開しておらず企業秘密とされているため、同社以外で製作することはできない。

以上の理由により上記製品を指定するものであり、住友金属工業株式会社の唯一の代理店である住友商事株式会社に特名するものである。

4 根拠法令  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署  
交通局鉄道事業本部 車両部緑木車両管理事務所

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

南港ポートタウン線 南港口停留場 駅制御装置製造

## 2 契約の相手方

住友商事（株）

## 3 随意契約理由

本件は、無人運転を行っている南港ポートタウン線 南港口停留場の運転保安設備である駅制御装置を老朽更新するものである。

駅制御装置は地上装置と車上装置からなり、列車が駅の定位置に停止できるように、駅手前に設置している4箇所の地上子より、地点信号を列車に送信すると共に停止位置の確認を行なう。駅部にて列車停止後、列車を動かないようにATC停止信号の送信、ホームドア及び列車ドアの開閉、発車ブザーの鳴動制御、列車の発進指令等、駅部における列車の停止から発進までの制御を行なう装置であり、今回更新する駅制御装置は地上子を除く地上側の駅制御装置である。

南港ポートタウン線は、車両の各システムと密接に関り合うトータルシステムとして自動運行され、その企画及び設計内容については他社には公開していない。併せて、各システムの互換性が求められ、それらを損なうとトータルシステム全体に影響を及ぼし実運用に多大な影響を与えるため、他社では責任をもった対応を行うことは不可能である。

以上のことから、企画・設計を担当した新潟トランス株式会社唯一の代理店である住友商事株式会社を特名する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

交通局鉄道事業本部電気部電気課（中量軌道）

（電話番号 06-6585-6743）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

低速回転式せん断破碎機用台刃外20点（舞洲工場）買入

## 2 契約の相手方

日立造船(株)

## 3 随意契約理由

## (1) 製品選定理由

今回購入する低速回転式せん断破碎機用台刃外20点は、日立造船(株) 施工による舞洲工場破碎設備の可燃及び不燃設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、他社では構造を知りえず、使用部品の調達も不可能であるため、日立造船(株) 製品の選定を行った。

## (2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株) のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株) と特名随意契約を行う。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

環境局 施設部 舞洲工場 (電話番号 06-6463-4153)

## 随意契約理由書

1 案件名称

ブレーキ受信装置試験器製造

2 契約の相手方

三菱電機株式会社

3 随意契約理由

ブレーキ受信装置とは、乗務員が行うブレーキハンドル操作により必要なブレーキ力を演算し、電気ブレーキ指令と空気ブレーキ指令を与える装置で、乗客の増減による最適なブレーキ力の演算や電気ブレーキ力を監視し不足分を空気ブレーキで補足するなどの機能を受け持ち、列車を安全に運行させるうえで必要不可欠なものであり、常に正確に稼働させる必要がある。

本試験器は、このブレーキ受信装置の各入出力特性を、車両在姿状態で試験するためのものである。

新20系中間更新改造車両に搭載されているブレーキ受信装置および空気制動装置部品は全数三菱電機株式会社製であり、同社独自に設計、製作されており、構造についても他社には公開されていないため、ブレーキ受信装置試験器においても同社以外に製作することは出来ない。

以上の理由により三菱電機株式会社を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部車両課

(電話番号 06-6585-6583)



## 随意契約理由書

## 1 案件名称

マンガンクロッシング買入

## 2 契約の相手方

大同興業株式会社

## 3 随意契約理由

## (1) 製品選定理由

鉄道線路において一つの線路を分岐させ、車両の進路を選択する機構を分岐器といい、その中でレールが交わる部分で構成するものをクロッシングという。今回購入するマンガンクロッシングは高マンガン鑄鋼製品(JIS G 5131)という特殊な製品であり、耐摩耗性・耐食性・じん性にすぐれており、かつ亀裂が生じ難いという材質であり、(株)大同キャスティング以外では製作していない。

## (2) 業者選定理由

上記(1)の理由により、(株)大同キャスティングが独自で製作し一般に販売されてないため、(株)大同キャスティングの唯一の代理店である大同興業(株)を特名する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市交通局鉄道事業本部工務部工務課  
(電話番号 06-6585-6517)

## 随意契約理由書

- 1 案件名称  
空気バネ代替ワム. 520径 外14点 買入
- 2 契約の相手方  
住友商事株式会社
- 3 随意契約理由  
本品は住友金属工業株式会社製の、当局高速車両用台車装置の取替部品であり、装置全般に対する知識を基に設計・製作されたものである。また装置が正常に機能するための性能保証が要求され、かつ本装置への取付の互換性を必要とするので、同社製以外の代替品を使用することができない。  
さらに本品は、同社独自の技術で設計・製作されており、それらに関するデータ等は一般に公開しておらず企業秘密とされているため、同社以外で製作することはできない。  
以上の理由により上記製品を指定するものであり、住友金属工業株式会社の唯一の代理店である住友商事株式会社に特名するものである。
- 4 根拠法令  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 5 担当部署  
交通局鉄道事業本部 車両部緑木車両管理事務所

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

メインストレッチャー修繕

## 2 契約の相手方

日本船舶薬品株式会社

## 3 随意契約理由

救急車に搭載されているメインストレッチャーは、搬送される傷病者が直接乗車する部分にあたり、その安全性の確保は必須である。従ってメインストレッチャーを分解・点検・修理する場合は、使用する部品の品質や安全性が保証されており、また構造・特徴を十分に理解したうえで整備する必要がある。

上記業者は、当該メインストレッチャーを製造したファーノワシントン社（以下「メーカー」という。）が指定する、大阪府内における唯一の販売代理店（代理店証明入手予定）であり、メーカーにより品質・安全性が保証された純正部品の入手や、点検・整備技術の提供並びに指導をメーカーから受けており、当該メインストレッチャーの安全活確実な点検・整備が可能な唯一の業者である（平成23年4月1日付、代理店証明書及び委任状の原本は消防局で保管。証明書及び委任状の有効期限は平成24年3月31日）。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6191）

## 随意契約理由書

1 案件名称

LV-5 高さ調整弁 フィルタ押え 外5点 買入

2 契約の相手方

サンコー油機株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

本件物品は、カヤバ工業株式会社製の高速車両用台車装置の、高さ調整弁の保守取替部品であり、装置全般に対する知識を基に設計・製作されたものである。また装置が正常に機能するための性能保証が要求され、かつ本装置への取付の互換性を必要とするので、同社製以外の代替品を使用することができない。

さらに本品は、同社独自の技術で設計・製作されており、それらに関するデータ等は一般に公開しておらず企業秘密とされているため、同社以外で製作することはできない。

以上の理由により上記製品を指定する。

(2) 業者選定理由

本件物品は、カヤバ工業株式会社製であり、鉄道車両用保守部品等の販売及び営業については、販売部門であり系列会社であるKYBエンジニアリング・アンド・サービス株式会社から指定代理店を通じ行っている。

大阪府下においては、唯一の販売店としてサンコー油機株式会社を指定しているため、サンコー油機株式会社に特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部 緑木車両管理事務所  
(電話番号06-6681-9261)

## 随意契約理由書

1 案件名称

心電図モニター用電極外5点買入

2 契約の相手方

日本光電関西株式会社

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

今回購入する物品は消防局の救急隊が使用する患者監視装置(携帯型救急モニター)(日本光電工業(株)製 WEC-6003)及び除細動器(日本光電工業(株)製 TEC-2513・2313)の消耗品であり、適合する製品は本製品のみである。よって本製品を選定する。

(2) 業者選定理由

本製品は日本光電工業株式会社製であり、日本光電関西株式会社は日本光電工業株式会社を取り扱う全製品の唯一の総代理店である。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部救急課 (電話番号 06-4393-6628)

## 随意契約理由書

## 1. 案件名称

薄型電気転轍機用据付用品外3点買入

## 2. 契約の相手方

株式会社京三製作所

## 3. 随意契約理由

## (1) 機種選定理由

本件は、電気転てつ機用の据付用品及びマグネットクラッチ付モータの買入を行うものである。

電気転てつ機とは他の線路へ列車または車両を移動させるために必要な分岐器のうちトングレールを転換し基本レールに密着させ、その位置に保持させるための装置である。据付用品は電気転てつ機とトングレールを結び、電気転てつ機の動力をトングレールに伝えるためのものであり、マグネットクラッチ付モータは転てつ機の動力を発生させるためのものである。

## (2) 業者選定理由

この据付用品及びマグネットクラッチ付モータは運転保安設備である電気転てつ機に使用するものであり安全輸送に大きく関わる設備であるため、故障しないよう、もしくは万が一故障が生じてもその動作が必ず安全側に動作（フェールセーフ）するような設計が必要となる。当該場所の電気転てつ機は株式会社京三製作所製であり、装置全般に対する豊富な知識やノウハウを基に独自の技術で設計・製作されたものであり、その技術は他社には公開していない。また、本据付用品は装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり、株式会社京三製作所製以外の代替品は使用することが出来ない。

よって上記理由により株式会社京三製作所を特名する。

## 4. 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5. 担当部署

交通局電気部電気管理事務所計画

(電話番号06-6965-1884)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

線条リレー外 26 点買入

## 2 契約の相手方

株式会社京三製作所

## 3 随意契約理由

## (1) 機種選定理由

本件は、連動装置及び電気転てつ機用リレー類の買入を行うものである。

連動装置とは分岐器設置の構内において、信号機、転てつ機等を電気的方法によって、信号相互間を連鎖させるための装置であり、電気転てつ機とは他の線路へ列車または車両を移動させるために必要な分岐器のうちトングレールを転換し基本レールに密着させ、その位置に保持させるための装置である。

本件で買入する連動装置及び電気転てつ機用リレーは、安全輸送をつかさどる運転保安設備である連動装置及び電気転てつ機に使用するものであり、この装置は故障が生じないよう、さらには故障が生じてもその動作が必ず安全側に動作（フェールセーフ）すること等、高度な用件が求められる。

## (2) 業者選定理由

本品は、株式会社京三製作所製の連動装置及び電気転てつ機の取替部品であり、装置全般に対する知識を基に独自の技術で設計・製作されたものである。また、装置が正常に機能するための性能保障が要求されるものであり同社製以外の代替品は使用することが出来ない。

よって上記理由により株式会社京三製作所を特名する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

## 5. 担当部署

交通局電気部電気管理事務所（計画）

（電話番号 06-6965-1884）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

はしご車点検整備

## 2 契約の相手方

株式会社 モリタテクノス (承認番号 321046)

## 3 随意契約理由

はしご車は、高所での消防活動を目的として道路運送車両法及び消防関係法令に基づき設計製作され、人命保護上高度な安全性を要求されるものである。

当該はしご車は株式会社モリタ製であり、ぎ装全般について独自の技術で設計製作されており、また構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には特許部分が多くあり、点検整備には高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

株式会社モリタテクノスは製作会社からはしご車点検整備業務を移管された唯一の会社であり、当該業務は株式会社モリタテクノス以外では履行不可能である。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

消防局警防部警防課 (機械器具開発) (電話番号 06-4393-6191)



## 随意契約理由書

1 案件名称

主制御器内 MCTT 用電磁接触器 買入

2 契約の相手方

東洋電機製造株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

制御装置とは、車両を駆動する電動機の動作を制御し、車両を加速・減速させる装置である。また、車両を走行させるのに異常がないかを確認する故障検知機能も併せ持っており、車両を構成する上で重要な装置のひとつであり、安全走行上、高度な信頼性が要求される。

本品は当局中量軌道車両用として製作された東洋電機製造株式会社製制御装置の取替部品であり、装置全般に対する知識を基に設計、選定、製作されたものである。また、装置製作時のデータ等は他社に公開しておらず企業秘密とされている。従って、部品を取り付ける上でも互換性はもちろん、装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり同社以外が選定した製品を使用することが出来ない。

以上の理由により上記製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

本製品は東洋電機製造株式会社製制御装置の取替部品であり、同社が選定した製品は同社以外で購入することができない。従って直接販売店である同社と随意契約するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部 車両部緑木車両管理事務所

(電話番号 06-6681-9261)

以 上

## 随意契約理由書

- 1 案件名称  
集電装置部品－2[パンタグラフ用舟(66系用)外10点] 買入
  
- 2 契約の相手方  
東洋電機製造株式会社
  
- 3 随意契約理由  
今回購入する部品は高速鉄道車両用集電装置の取替部品である。  
当局堺筋線、長堀鶴見緑地線、今里筋線を走行する66・70・80系高速鉄道車両の集電装置は通称パンタグラフと呼ばれており、電車線(DC1500V)から列車運行に必要な電力を取り込む装置であり、安全運行上、高度な信頼性が要求される。  
本品は当局高速鉄道車両用として製作された東洋電機製造株式会社製集電装置の取替部品であり、装置全般に対する知識を元に設計、製作されたものである。従って、集電装置へ部品を取り付ける上でも互換性はもちろん、装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり同社製以外の代替品を使用することが出来ない。よって上記製品を指定する。  
なお、本件物品は、東洋電機製造株式会社製であるため、直接販売店である同社を特名する。
  
- 4 根拠法令  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
  
- 5 担当部署  
交通局鉄道事業本部車両部森之宮車両管理事務所  
(電話番号06-6967-3195)

以上

## 随意契約理由書

1 案件名称

刈板体組立(穴無し) 外 29 点買入

2 契約の相手方

東洋電機製造株式会社

3 随意契約理由

集電装置とは、通称パンタグラフと呼ばれており、電車線と呼ばれる架線から列車運行に必要な電力を取り込む重要な装置であり、安全運行上、高度な信頼性が要求される。

本品は、当局中量軌道車両用として製作された東洋電機製造株式会社製集電装置の取替部品であり、装置全般に対する知識を基に設計、製作されたものである。また、装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり同社製以外の代替品を使用することが出来ない。

本品は、同社独自の技術で設計、製作されておりそれらに関するデータ等は他社には公開しておらず企業秘密とされているので同社以外で製作することはできない。

以上の理由により、直接販売店である同社を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部 車両部緑木車両管理事務所  
(電話番号 06-6681-9261)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

グレートフレーム (H12T8A) 外11点 (西淀工場) 買入

## 2 契約の相手方

(株) タクマ

## 3 随意契約理由

## (1) 製品指定理由

今回購入するグレートフレーム (H12T8A) 外11点は、(株) タクマの設計・施工による西淀工場焼却設備の乾燥ストーカで使用している部品で、当該会社独自の技術により製作されたものであり、他社においては製作不可能であるため、(株) タクマ製の製品を指定するものである。

## (2) 業者選定理由

本製品は、(株) タクマのみが直接販売を行っており、他社では取扱いができないことから、(株) タクマと特名随意契約するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

環境局 施設部 西淀工場 (電話番号06-6472-3000)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

ろ過式集じん装置用ろ布（西淀工場）買入

### 2 契約の相手方

(株)タクマ

### 3 随意契約理由

#### (1) 製品指定理由

今回購入するろ過式集じん装置用ろ布は、(株)タクマ製のろ過式集じん装置の一構成部品であって西淀工場の排ガス性状・量・流速・温度・圧力損失等によって当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。

従って、本部品の詳細寸法、材質、他の構成部品との関連や他の排ガス処理設備との整合性は、当該会社のみが知り得るものであり、他社ではろ過式集じん装置用ろ布の品質や排ガス処理の性能保証ができる製品の製作が不可能であるため、(株)タクマ製の製品を指定するものである。

#### (2) 業者選定理由

本製品は、(株)タクマのみが直接販売を行っており、他社では取扱いができないことから、(株)タクマと特名随意契約するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

環境局 施設部 西淀工場 (電話番号06-6472-3000)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

鉄道コレクション 買入

## 2 契約の相手方

株式会社トミーテック

## 3 随意契約理由

## (1) 製品指定理由

市営交通を利用される市民・利用者に対し、当局交通事業にますます親しみを持って頂くようさらなる周知・広報を図ることを目的に、当局においては従来より様々な企画商品の製作・販売を行っている。企画商品の選定にあたっては、過去の販売実績から確実に完売が見込まれるもの、地下鉄・バスのイメージを連想できるもの、デザイン性・精巧性などが優れているものを条件とすることとしている。

上記の条件を踏まえつつ、2007年から2009年と3年連続「鉄道コレクション」を製作し、トータル2万6,000個を販売し、完売という成果をあげている。

今回、商品の選定にあたっては今後も引き続き販売することにより、当局交通事業のPRも図れることから上記商品を選定した。

## (2) 業者選定理由

「鉄道コレクション」は上記会社が製造、販売を行っている商品であり、著作権上の保護を受けるもので、許可なく他人の商品の形態を模範した商品を製作・販売した場合は、不正競争防止法等に抵触する恐れがあるため、製造元の上記会社を選定する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

交通局総務部企画課

(電話番号6585-6242)

## 随意契約理由書

- 1 案件名称  
換気機用インバータ盤(高速電気軌道第6号線今池換気口外2箇所)改造
- 2 契約の相手方  
株式会社明電舎
- 3 随意契約理由  
本件は、第6号線今池換気口の1・2号排風機、第7号線松屋町停留場の西隧道送風機、第7号線谷町六丁目停留場の停留場排風機の換気風量を可変させるための装置として設置している、インバータ盤内のインバータユニット更新及びそれに伴う盤内器具の改造を行うものである。  
既設のインバータ盤については、株式会社明電舎が独自に製作しており、その技術については他社に公開していない。このため、システムが正常に機能するための性能保証上同社以外では改造を行うことができない。  
よって上記理由により株式会社明電舎を特名する。
- 4 根拠法令  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 5 担当部署  
交通局鉄道事業本部電気部電気課(機械設計)  
(電話番号06-6585-6565)

## 随意契約理由書

1 案件名称 地下鉄用信号炎管 買入

2 契約の相手方 株式会社 ダイカ

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

信号炎管は緊急時に列車を停止させる必要が生じたとき等に特殊信号として使用するものであり、法令上車両への携帯が義務付けられている。

鉄道用信号炎管としては通常のものとは地下鉄用のものがあり、地下鉄用はトンネル内での使用を考慮して煙がほとんど出ない仕様となっている。今回調達する信号煙管は地下鉄トンネル内で使用するため、地下鉄用信号炎管を指定する。

なお、地下鉄用信号炎管の製造は日本国内において、日本カーリット株式会社1社のみである。

(2) 業者選定理由

本件物品について、日本カーリット社製品の近畿地区での販売については、株式会社ダイカが唯一の代理店であるため、契約相手方として特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局 鉄道事業本部 運輸部 運転課

(電話番号06-6585-6373)



## 随意契約理由書

1 案件名称

汚水処理装置修繕

2 契約の相手方

三井造船環境エンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

汚水処理装置は、検車場内の各種洗浄装置の排水に、自動的に薬液等を加えて中和浄化し、下水道関係法令に定める排水基準に合格できるよう処理する装置である。

この汚水処理装置は、製作メーカーである株式会社三井三池製作所独自の技術で設計されている。また使用する部品の設計図やデータなどは、他社には公開しておらず企業秘密とされていたが、水処理関連事業のメンテナンス部門については、同社の関連会社である三井造船環境エンジニアリング株式会社に移管された。よって、この装置が正常に機能するための性能保障上、三井造船環境エンジニアリング株式会社以外は、修繕を行うことができない。

よって三井造船環境エンジニアリング株式会社を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部車両課

(電話番号06-6585-6583)

## 随意契約理由書

- 1 案件名称  
換気機用インバータ盤(高速電気軌道第7号線門真南停留場)改造
- 2 契約の相手方  
三菱電機株式会社
- 3 随意契約理由  
本件は、第7号線門真南停留場の停留場送風機の換気風量を可変させるための装置として設置している、インバータ盤内のインバータユニット更新及びそれに伴う盤内器具の改造を行うものである。  
既設のインバータ盤については、三菱電機株式会社が独自に製作しており、その技術については他社に公開していない。このため、システムが正常に機能するための性能保証上同社以外では改造を行うことができない。  
よって上記理由により三菱電機株式会社を特名する。
- 4 根拠法令  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 5 担当部署  
交通局鉄道事業本部電気部電気課(機械設計)  
(電話番号06-6585-6565)

## 随意契約理由書

1 案件名称

合成制輪子—2（合成制輪子（6）外3点）買入

2 契約の相手方

ナブテスコ株式会社

3 随意契約理由

合成制輪子とは、高速車両の走行中における車輪回転速度を減速させるためのもので、運転士のブレーキ操作で車輪踏面に合成制輪子を押し付け、その摩擦力で回転速度を抑制する。

本件物品の合成制輪子（6）は、急こう配を登るために必要な粘着力（車輪踏面とレール間で作用する摩擦力）について、車輪踏面を適度に荒らすことにより、粘着力を向上させる目的で製作されたものである。

また合成制輪子（7）は、車輪の「偏摩耗」「異常摩耗」を抑制するための特殊素材で製作されたものである。

上記について、十分評価が出来ている同社製合成制輪子（6）及び合成制輪子（7）を指定する。

なお本件物品は、ナブテスコ株式会社が独自に設計・製作したものであるため、同社を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局 鉄道事業本部 車両部 森之宮車両管理事務所

（電話番号06-6967-3195）

以 上

## 随意契約理由書

## 1. 案件名称

線条リレー外6点買入

## 2. 契約の相手方

日本信号株式会社

## 3. 随意契約理由

## (1) 機種選定理由

本件は、連動装置及び速照装置用リレーの買入を行うものである。

連動装置とは分岐器設置の構内において、信号機、転てつ機等を電気的方法によって、信号相互間を連鎖させるための装置であり、速照装置は中量軌道にてATC装置やCTC装置と接続し、走行中の列車の速度監視及び速度制御を行うための装置である。

本件で買入する連動装置及び速照装置用リレーは、安全輸送をつかさどる運転保安設備である連動装置及び速照装置に使用するものであり、この装置は故障が生じないよう、さらには故障が生じてもその動作が必ず安全側に動作（フェールセーフ）すること等、高度な用件が求められる。

## (2) 業者選定理由

本品は、日本信号株式会社製連動装置及び速照装置の取替部品であり、装置全般に対する知識を基に独自の技術で設計・製作されたものである。また、装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり、同社製以外の代替品は使用することが出来ない。

よって上記理由により日本信号株式会社を特名する。

## 4. 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5. 担当部署

交通局電気部電気管理事務所（計画）

（電話番号06-6965-1884）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

踏切警報音発生器買入

## 2 契約の相手方

日本信号株式会社

## 3 随意契約理由

## (1) 機種選定理由

本件は、列車接近予告警報装置用の踏切警報音発生器の買入を行うものである。

列車接近予告警報装置とは、隧道内の曲線部等で見通しの悪い箇所に設置し、保守点検時の安全を確保するため、列車の接近を隧道内立入者に報知するためのものである。

この踏切警報音発生器は、軌道上の列車の在線情報を知るための保安設備である軌道回路装置と連動し警報音をスピーカへ出力する重要な設備であり、二重系で設計され片側に万が一故障が生じても警報音が出力できるような信頼性の高い設備である。

列車接近予告警報装置全体の互換性を保持するための性能保証上、日本信号株式会社製踏切警報音発生器（RE2016A）以外の代替品は使用することが出来ない。

## (2) 業者選定理由

踏切警報音発生器は日本信号株式会社製の列車接近予告警報装置用で、装置全般に対する知識を基に独自の技術で設計・製作されたものであり、その技術は他社には公開していない。

よって上記理由により日本信号株式会社を特名する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5. 担当部署

交通局電気部電気管理事務所（計画）

（電話番号06-6965-1884）

## 随意契約理由書

1 案件名称

高速電気軌道第1号線新造車両(30000系)車両模型製造

2 契約の相手方

近畿車輛株式会社

3 随意契約理由

車両模型は、当局地下鉄車両の歴史的・技術的資料として、将来に残すために製作するものである。

地下鉄車両は耐用年数が過ぎると、保存車両として当局保有の市電保存館等に保管されるが、保存館等の展示スペースにも限りがあり、今後、車両を保存するスペースを確保することが困難となっているため、耐用年数経過後の車両は廃車解体されることになり、実車を残すことができない。そのため、実車に代わり、細部まで精巧に再現した車両模型を製作し、歴史的・技術的資料として保存する。

現在、当局が保有している車両模型は、交通科学博物館や大阪歴史博物館等の施設に貸し出されるなど、歴史的資料としての価値も持ち合わせる。また、車両の構造、材質、塗装仕様等も実車と同様に再現し製作することで、技術的資料として残すことができ、永い耐久年数も求めることができる。

また、車両模型を当局庁舎3階ロビーに常時展示することや、当局の検車場で開催される市営交通フェスティバル等のイベント会場に展示することで、市民の方々に実際の車両ではよく見ることができない部分まで観察して頂くことができ、当局を代表する路線である1号線に20年ぶりに導入する30000系車両の営業開始に合わせて製造した試作車の模型を展示することで、当局の地下鉄事業への関心や理解をより深めて頂くことができる。

本案件について、様々な用途の資料として保存する必要があるため、実車の製作図面に基いて車両の構造や設備、外観デザイン等を細部まで精巧に製作しなければならない。1号線30000系車両試作車は車体製造および艤装が近畿車輛株式会社製で、同社独自の設計、製作が行われており、製作図面については他社に公開されていないため、同社以外に実車の製作図面に基づく製作はできない。

以上の理由により近畿車輛株式会社を特名するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部 車両課

(電話番号06-6585-6583)

以上

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平型リレー 外5点 買入

### 2 契約の相手方

八洲器材株式会社

### 3 随意契約理由

中量軌道車両の中継継電器は、制御装置、制動装置、ATC/ATO装置<sup>注1</sup>、SCU装置<sup>注2</sup>等、多くの各種装置への重要な指令を伝達（中継）するための装置であり、中量軌道車両の安全運行並びに自動運転を行う上で必要不可欠なものであり、高度な信頼性が要求される。

本品は中量軌道車両の中継継電器・ATC装置の取替部品であり、性能の維持、及び取付上の互換性を有する必要がある。従って現状使用している物品以外の代替品を使用することはできない。

以上の理由により、上記製品を指定するものである。

なお、本件物品は、株式会社日立製作所製であるため、同社で唯一の代理店である八洲器材株式会社に特名するものである。

注1 車両の速度が制限速度を超えた際に減速/停止指令を出す保安機能および車両を自動運転させるための加減速指令機能を持った装置

注2 車上に設置された駅制御装置と各駅に設備された地上の駅制御装置からなり、両装置間で列車を定位置に停止させるための制御、扉開閉の制御、発進方向を切替るための制御及び出発制御用の信号を送受信を行う装置

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部 緑木車両管理事務所

(電話番号 06-6681-9261)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

バスロケーションシステム・路上機器製造

### 2 契約の相手方

住友電気システムソリューション株式会社

### 3 随意契約理由

バスロケーションシステムは、バス車両及び路上機器と、無線又は専用回線を使用してバスの位置情報を中央処理装置により受信し、これら受信した情報を基に接近・発車時刻表示情報を生成し、路上機器に送信することにより、利用者へのバスの接近及び発車時刻案内を行うシステムである。

本件は、バスロケーションシステム・路上機器製造である。

本業務の履行にあたっては、バス位置情報を正確に収集・配信するためのシステム特有のプログラム設定を中央処理装置及びこれに接続する路上機器の双方に対して行なわなければならないため、今回の路上機器に係る将来の組み立てを考慮した取り外しや調整等においても、システム専用の知識と特殊な技術が必要となるが、本システムは、住友電気工業株式会社が独自の技術で開発したものであり、他社には公開していない。

なお住友電気工業株式会社の事業の見直しに伴い、平成23年7月1日付で住友電気工業株式会社が行っていた開発、設計、製造、据付及び納入等の業務について住友電気システムソリューション株式会社に移管された。

よって、本業務については、バスロケーションシステムの開発・設計及び製作業務の移管先である住友電気システムソリューション株式会社を特名する。

### 4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号及び政府調達に関する協定第15条第1項(d)

### 5 担当部署

交通局自動車部業務課路線施設担当

(電話番号 06-6585-6421)



## 随意契約理由書

### 1 案件名称

総合継電器試験装置 製造

### 2 契約の相手方

住友商事株式会社

### 3 随意契約理由

総合継電器試験装置は、定期検査時に列車に搭載される各種高速度遮断機・継電器に大電流、高電圧を発生させ、調整および測定・記録を自動的に行う装置である。

また小型継電器・接触器についてコイル抵抗、最小動作電圧、釈放電圧、接点抵抗を自動的に測定・記録する装置である。

今後当局において、工場機能統合（森之宮検車場の工場部門と緑木検車場の工場部門が緑木検車場に集約）が実施されるに伴い、年間定期検査両数が大幅に増加することから、定期検査工程を短縮する必要があり、試験時間の短縮が必須となる。機器1個当たりには掛ける試験時間も短縮する必要があり、仮に試験時間の短縮が図れないと、営業線への配車が間に合わなくなる。

このため、今回製造する総合継電器試験装置については従来の測定法ではなく、2分割測定法と呼ばれる測定法を採用することにより試験時間が従来の、約1/5に短縮が図れる。また測定精度についてもより高い信頼性が得られる。時間短縮が図れる手法は他にないことから、工場機能統合後の定期検査には、この2分割測定法を採用した試験装置の導入が必要不可欠である。

なお、2分割測定法については日立製作所独自の技術として特許申請しており、公開番号は取得済みであるため、他社ではこの測定方法を用いた装置の製造ができない。

以上の理由から、大阪市における日立製作所唯一の代理店である住友商事株式会社を特名する。

### 4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第1号及び政府調達に関する協定第15条第1項（b）

### 5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部車両課

（電話番号06-6585-6583）

## 随意契約理由書

1 案件名称 ドライブレコーダーシステム バス車載機用カメラ買入

2 契約の相手方  
新和商事株式会社

3 製作会社  
クラリオン株式会社

4 随意契約理由

(1) 機種選定理由

ドライブレコーダーシステムは、バス車載機、解析装置（営業所用）及び解析サーバ（本局用）から構成している。バス車載機は、バス前方に設置する映像記録用カメラで進行方向の運行状況（車外）及びお客様の動向（車内）を映像と共に音声も記録し、且つ、急発進、急停車等の情報（運行記録データ）の収集や運転手に対し警告を行なう。解析装置は、バス車載機で記録された映像、音声及び運行記録データを収集し、それを基に運転手にエコドライブ、事故防止抑制の指導を行なう。解析サーバは、解析装置で収集した情報の共有、管理を行なう。

今回、調達する案件は、現存するバス車載機用のカメラである。

ドライブレコーダーシステムはクラリオン株式会社製で、映像、音声、運転手の運転記録等、機密性の高いデータを扱っており、機器制御部や記憶装置等の情報保護部位を含め、メーカー独自の技術で設計、製作されているため、機器の構造・動作原理・制御プログラム等の仕様については企業秘密とされており、装置が正常に機能するための性能保障上クラリオン株式会社製以外の代替品を使用することが出来ないため。

(2) 業者選定理由

クラリオン株式会社の指定する唯一の代理店である、上記業者以外からは買入が出来ないため。

5 法的根拠  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

6 担当部署  
交通局自動車部整備課（電話番号 06-6585-6464）

## 特名理由書

- 1 案件名称  
高速車両（新20系）中間更新に伴う制御装置（一部更新）製造（1）

- 2 契約の相手方  
住友商事株式会社

- 3 随意契約理由

当局新20系車両用制御装置については、製作後の年数経過に伴い故障率が上昇しており、車両寿命までの制御装置<sup>※1</sup>の延命処置として、新20系制御装置一部更新<sup>※2</sup>を実施する。新20系制御装置一部更新の対象装置として老朽が激しい断流器箱の一部更新が必要となった。

断流器箱は、制御装置の主要装置であり、安定した加速・減速性能を維持させる重要な役割を担っており、安全運行上、高度な信頼性が要求される。

本件は、当局25系15、14、16編成の制御装置を一部更新するもので、これらの制御装置は、株式会社日立製作所が装置全般に対する知識を基に設計、製作されたものである。改造によって装置が正常に機能するための性能保証が要求されるほか、設計、製作に関するデータは他社には公開されていないため株式会社日立製作所以外には改造することが出来ない。

以上の理由により、株式会社日立製作所の唯一の代理店である上記業者を特名する。

※1 制御装置

車両を駆動する電動モータの動作を制御し、車両を加速・減速させる装置

※2 新20系制御装置一部更新

新20系制御装置を構成する部品及び機器において、老朽が激しい部品の更新を行い、車両寿命まで制御装置の性能を延命する。

- 4 根拠法令  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

- 5 担当部署  
交通局鉄道事業本部車両部車両課  
(電話番号06-6585-6583)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

演算装置試験器修繕

### 2 契約の相手方

株式会社カナデン

### 3 特名理由

演算装置とは、運転台からのブレーキ指令を受けて、ブレーキ制御装置にブレーキ指令を与える機器である。ブレーキ指令と応荷重（乗客数に対応した）信号を受け、作用させるべき最適ブレーキ量を演算し、電気ブレーキ指令と空気ブレーキ指令を出す装置である。

本試験器は、上記ブレーキ演算装置の各種入力（応荷重信号、ブレーキ信号、電気ブレーキ信号等）特性試験を行うためのものである。

この試験器は、ブレーキ演算装置全般に対する知識を元に設計、製作されたもので、製作メーカーである三菱電機株式会社独自の技術によって設計されており、構造、製作時のデータ及び分解整備組立に要するデータ等については、他社に公開しておらず企業秘密とされている。このため、機器が正常に機能するための性能保証上、三菱電機株式会社以外は、修繕を行うことができない。

以上の理由により、三菱電機株式会社唯一の代理店である、株式会社カナデンを特名するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部車両課

（電話番号06-6585-6583）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

高速電気軌道第8号線PTC装置修繕

## 2 契約の相手方

株式会社カナデン

## 3 随意契約理由

本件は、高速電気軌道第8号線において使用されているPTC装置の修繕を行うものである。

PTC装置は、「路線全体の列車を追跡し、進路設定並びに運行状況を計算機によって自動的に監視、制御を行う」設備であり、この装置は故障が生じないように、さらには故障が生じてもその動作が必ず安全側に動作することが必要条件など、安全輸送をつかさどる運転保安設備のため、特殊な設計・製作がされている。

当該PTC装置は三菱電機株式会社製で、装置全般に対する豊富な知識やノウハウを基に独自の技術で設計・製作されたものであり、その技術は他社には公開されていない。また、装置が正常に機能するための性能保証上、製作者である三菱電機株式会社以外では修繕を行うことは出来ない。

よって、上記理由により三菱電機株式会社の唯一の代理店である株式会社カナデンを特名する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5. 担当部署

交通局電気部電気管理事務所（計画）

（電話番号06-6965-1884）

## 随意契約理由書

- 1 案件名称  
駐車ブレーキ用キャップボルト 外48点 買入
- 2 契約の相手方  
住友商事株式会社
- 3 随意契約理由  
本品は新潟トランス株式会社製の、当局100系ニュートラム車両用走り装置の取替部品であり、装置全般に対する知識を基に設計・製作されたものである。また装置が正常に機能するための性能保証が要求され、かつ本装置への取付の互換性を必要とするので、同社製以外の代替品を使用することができない。  
さらに本品は、同社独自の技術で設計・製作されており、それらに関するデータ等は一般に公開しておらず企業秘密とされているため、同社以外で製作することはできない。  
以上の理由により上記製品を指定するものであり、新潟トランス株式会社の唯一の代理店である住友商事株式会社に特名するものである。
- 4 根拠法令  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 5 担当部署  
交通局鉄道事業本部 車両部緑木車両管理事務所

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

ごみ処理手数料等改定周知用北区広報紙折込環境局特集版外 10 点印刷

### 2 契約相手方

サンケイ総合印刷（株）

### 3 随意契約理由

平成 24 年 4 月 1 日施行のごみ処理手数料等の改定にかかる市民・事業者への周知について、市政情報の周知率の高い区広報紙（9 月号）を活用することとしたが、今回の情報量は多量であり、通常の区広報紙の紙面では掲載することができないため、区広報紙を増ページする必要性が生じた。

増ページ部分は区広報紙の一部であるため、この部分の印刷については、区広報紙の印刷業務を請け負っている業者でなければ履行することができない。

以上の理由により、北区外 10 区について広報紙印刷を請け負うサンケイ総合印刷（株）と随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

環境局 環境施策部 資源循環課（電話：6630-3271）

## 随意契約理由書

- 1 案件名称  
換気機用インバータ盤(高速電気軌道第7号線森ノ宮停留場)改造
- 2 契約の相手方  
パナソニックSSインフラシステム株式会社
- 3 随意契約理由  
本件は、第7号線森ノ宮停留場の停留場排風機の換気風量を可変させるための装置として設置している、インバータ盤内のインバータユニット更新及びそれに伴う盤内器具の改造を行うものである。  
既設のインバータ盤については、パナソニックSSインフラシステム株式会社が独自に製作しており、その技術については他社に公開していない。このため、システムが正常に機能するための性能保証上同社以外では改造を行うことができない。  
よって上記理由によりパナソニックSSインフラシステム株式会社を特名する。
- 4 根拠法令  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 5 担当部署  
交通局鉄道事業本部電気部電気課(機械設計)  
(電話番号06-6585-6565)



## 随意契約理由書

- 1 案件名称  
換気機用インバータ盤(高速電気軌道第7号線心斎橋停留場)改造
- 2 契約の相手方  
株式会社東芝
- 3 随意契約理由  
本件は、第7号線心斎橋停留場の停留場送風機並びに隧道排風機の換気風量を可変させるための装置として設置している、インバータ盤内のインバータユニット更新及びそれに伴う盤内器具の改造を行うものである。  
既設のインバータ盤については、株式会社東芝が独自に製作しており、その技術については他社に公開していない。このため、システムが正常に機能するための性能保証上同社以外では改造を行うことができない。  
よって上記理由により株式会社東芝を特名する。
- 4 根拠法令  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 5 担当部署  
交通局鉄道事業本部電気部電気課(機械設計)  
(電話番号06-6585-6565)

## 随意契約理由書

1 案件名称

70T フィルタコンデンサー2買入

2 契約の相手方

八洲器材株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

フィルタコンデンサとは、車両を駆動する電動モータの動作を制御する制御装置において、車両の動力源の電源電圧を安定化させる重要な部品であり、安全運行上、高度な信頼性が要求される。

本品は当局70系車両用として製作された株式会社日立製作所製制御装置の取替部品であり、装置全般に対する知識を元に設計、製作されたものである。また、装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり同社製以外の代替品を使用することが出来ない。

以上の理由により上記製品を指定する。

(2) 業者選定理由

本件物品は、株式会社日立製作所製であるため、同社で唯一の代理店である八洲器材株式会社に特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部 森之宮車両管理事務所

(電話番号06-6967-3195)

## 随意契約理由書

1. 案件名称  
高速車両（70系）低圧電源装置（一部更新）製造
2. 契約の相手方  
東洋電機製造株式会社
3. 随意契約理由  
低圧電源装置とは通称S I V（Static Inverter）と呼ばれ、車両に使用する低電圧を発生させている装置である。  
この装置は、車両に搭載している制動装置・制御装置・保安装置・サービス機器等の各種低圧電気機器を使用するために必要な電力を供給する装置であり、安全運行上、高度な信頼性が要求される。  
当局7号線70系車両用低圧電源装置については、製作後の経過年数増大に伴い故障率が増加してきており、補修部品も製造中止等により入手が困難となっている。  
このため車両寿命までの低圧電源装置の延命処置として、各構成機器の一部更新を実施する。  
この低圧電源装置は東洋電機製造株式会社製であり、当該メーカ独自の技術で設計、製作されており、構造、製作時のデータ及び分解、組立調整に要するデータ等については、他社には公開しておらず企業秘密とされている。このため、装置が正常に機能するための性能保証上、同社以外は更新製造を行うことは出来ない。よって同社を特名する。
4. 根拠法令  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
5. 担当部署  
交通局鉄道事業本部車両部車両課  
(電話番号06-6585-6583)

## 随意契約理由書

- 1 案件名称  
集電装置台枠 買入

- 2 契約の相手方  
東洋電機製造株式会社

- 3 随意契約理由

集電装置とは、通称パンタグラフと呼ばれており、電車線と呼ばれる架線から列車運行に必要な電力を取り込む重要な装置であり、安全運行上、高度な信頼性が要求される。

本品は、当局中量軌道車両用として製作された東洋電機製造株式会社製集電装置の取替部品であり、装置全般に対する知識を基に設計、製作されたものである。また、装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり同社製以外の代替品を使用することが出来ない。

本品は、同社独自の技術で設計、製作されておりそれらに関するデータ等は他社には公開しておらず企業秘密とされているので同社以外で製作することはできない。

以上の理由により、直接販売店である同社を特名する。

- 4 根拠法令  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

- 5 担当部署  
交通局鉄道事業本部 車両部緑木車両管理事務所  
(電話番号06-6681-9261)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

PM2.5 測定用サンプラー（成分分析用）買入

### 2 契約の相手方

宮本理研工業（株）

### 3 選定機種名

製造業者 : Thermo Fisher Scientific (米国)

型番 : Partisol Plus Model 2025 Sequential Air Sampler

### 4 随意契約理由

#### 機種選定理由

今回買入を行う機器は、大気汚染防止法第22条に基づき大気中のPM2.5（微小粒子状物質）の成分等の分析調査を実施するため、ろ紙上にPM2.5を捕集するものである。ろ紙上にPM2.5の捕集をする期間中（各季（年4回）、14日間連続捕集）は、ろ紙を一日ごとに交換する必要があるが、本機器を設置する場所は市内の小学校であり、休日等は立ち入ることができないため、ろ紙を交換するのが不可能である。そのため、ろ紙を自動で交換できる機能が必要である。

また、PM2.5の成分の分析調査については、環境省より示されている「微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析ガイドライン」により実施することとなっており、その中で機器の性能については、満たすべき分粒特性及び試料捕集時間が示されているため、その条件に合致した機種を選定する必要がある。

これらの仕様を満たす機器が他に存在しないため、本機器を選定する。

#### 業者選定理由

今回買入を行う機器については、Thermo Fisher Scientific（米国）が製造業者であり、国内への輸入はすべて東京ダイレック（株）が実施している。本機器について、大阪府内への販売については宮本理研工業（株）が唯一代理店として実施しているため、宮本理研工業（株）を選定する。

### 5 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 6 担当部署

環境局環境管理部環境管理課（電話番号 06-6615-7944）

## 随意契約理由書

1 案件名称  
車両床下洗浄装置修繕

2 契約の相手方  
川重商事株式会社

3 随意契約理由

車両床下洗浄装置は自動車車両管理事務所に設置されており、バス車両の床下をコンピューター制御により洗浄するものである。

本装置は川崎重工業株式会社独自の技術で設計・製作されており、構造、製作時のデータ及び分解整備時に要するデータ等については、他社に公開しておらず企業秘密とされているため、装置が正常に機能するための性能保障上、川崎重工業株式会社以外では本案件の修繕を行うことができない。

以上の理由により、川崎重工業株式会社唯一の代理店である、川重商事株式会社を特名するものである。

4 根拠法令  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署  
交通局自動車部整備課  
(電話番号 6585-6469)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

側板 外8点 買入

### 2 契約の相手方

日東絶縁株式会社

### 3 随意契約理由

#### (1) 製品指定理由

本品は、当局地下鉄車両用の制御装置・集電装置・低圧電源装置用として製作された日東絶縁株式会社製の取替部品であり、装置全般に対する知識を基に設計、製作されたものである。装置が正常に機能するための性能保証が要求され、かつ本装置への取付の互換性を要するので、同社製以外の代替品を使用することができない。また、本品は同社独自の技術で設計、製作されており、それらに関するデータ等は他社には公開しておらず企業秘密とされているので同社以外で製作することはできない。よって上記製品を指定する。

#### (2) 業者選定理由

本件物品は、日東絶縁株式会社製であるため、直接の販売店である同社に特名する。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当する。

### 5 担当部署

交通局鉄道事業本部 車両部緑木車両管理事務所

(電話番号06-6681-9261)

## 随意契約理由書

## 1. 案件名称

NT光LAN装置修繕

## 2. 契約の相手方

日本電気株式会社

## 3. 随意契約理由

本件は南港ポートタウン線の変電所制御や電気指令電話回線等に使用されているNT光LAN装置の修繕を行うものである。

南港ポートタウン線は、運行管理、駅務・乗客サービス、防災、電力管理、車庫管理及び車両の各システムで構成されており、それぞれ密接に関わり合いトータルシステムとして運行されている。NT光LAN装置は、変電所制御や電気指令電話回線等の伝送に使用されており電力管理に重要な役割を果たす設備である。

このNT光LAN装置は日本電気株式会社製で、装置全般に対する豊富な知識やノウハウを基に独自の技術で設計・製作されたものであり、その技術は他社には公開されていない。また、装置が正常に機能するための性能保証上、製作者である日本電気株式会社以外では修繕を行うことが出来ない。

よって、上記理由により、日本電気株式会社を特名する。

## 4. 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5. 担当部署

交通局電気部電気管理事務所計画

(電話番号06-6965-1884)



## 随意契約理由書

### 1 案件名称

20系インバータ装置試験装置改造

### 2 契約の相手方

住友商事株式会社

### 3 随意契約理由

当局5号線車両用制御装置について、製作後の経過年数増大に伴い故障率が増加してきており、車両寿命までの制御装置<sup>※1</sup>の延命処置として、25系制御装置一部更新<sup>※2</sup>を実施する。

25系制御装置一部更新において製作する制御装置の機器であるインバータ制御装置<sup>※3</sup>は、動作および特性の検査を実施するためにインバータ装置試験装置が必要である。

インバータ装置試験装置は、制御装置の構成、機能はもちろんのこと、装置を据え付ける車両の構造・ぎ装等を熟知し、装置全般に対する知識を元に設計、製作する必要があり装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものである。

本件は、20系<sup>※4</sup>制御装置のインバータ試験装置を、25系制御装置一部更新を実施したことにより、4号線車両用および5号線車両用制御装置に対応できるよう改造するものである。

この試験装置は株式会社日立製作所が装置全般に対する知識を元に設計、製作されたものである。従って、改造によって装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり、株式会社日立製作所以外には改造することが出来ない。

以上の理由により、株式会社日立製作所の唯一の代理店である上記業者を特名する。

#### ※1 制御装置

車両を駆動する電動モータの動作を制御し、車両を加速・減速させる装置

#### ※2 25系制御装置一部更新

25系制御装置を構成する部品及び機器において、老朽が激しい部品の更新を行い、車両寿命まで制御装置の性能を延命する。

#### ※3 インバータ制御装置

直流電力及び三相交流電力を順変換又は逆変換して誘導主電動機を駆動又は回生させる電力制御装置

#### ※4 20系

4号線用車両

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部車両課

(電話番号06-6585-6583)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

東洋陶磁美術館本館展示ケース内免震台 製造

## 2 契約の相手方

日本国土開発 (株)

## 3 随意契約理由

東洋陶磁美術館は国宝 2 点、重要文化財 13 点、重要美術品 9 点をはじめとする貴重な東洋陶磁を多数保管している。これらを地震の脅威から守る免震台の作製・設置に当たっては高い性能・機能が要求される。

東洋陶磁美術館の新館においては建設時より免震台を有しており、今回の免震台の作製には、新館免震台と同じく「阪神淡路大震災と同等の震災が発生した場合にも館蔵品に損傷を与えない」仕様が必要となる。

また、美術館施設という性質上展示についても美観を損ねることなく、来館者に免震台の存在を感じさせないデザインが必要となる。

東洋陶磁美術館の免震性能の条件としては、地震による捻じれ（複数方向への揺れ）への対応及び、加重・気温の変化による免震効果の劣化が無いことが必要である。この 2 点を解決できる免震装置は「TCR (TURED CONFIGURATION RAIL)」を採用したもののみとなる。

TCR は免震装置にレール式を採用することで地震による捻じれに対抗でき、且つダンパーを使用しないことで、その装置にかかる荷重や気温の変化による免震効果の劣化に耐えうるものである。

また、入館者に免震台の存在を感じさせず、作品を集中して観覧いただくためには TCR の免震装置を入館者に見えないようにデザインする必要がある。

TCR を採用している免震装置は (株) エーエスが特許を有している (特許第 191813 号)。その TCR を展示置台の中に埋め込む方式である MOCO タイプは (株) エーエスと日本国土開発 (株) が共同で開発したもので、両者間の協定上、日本国土開発 (株) のみが製造できることとなっている。

東洋陶磁美術館は、年に数回展示替えを実施しており、その展示替え作業には館職員以外に展示業者が入って行っている。展示にかかわる機器に様々な仕様・操作法が混在すると、展示替え作業が混乱する基となり、仕様・操作法の違いからの展示品の破損等美術品を扱う施設としては死活問題となる事象がおこりかねない。

さらに、休館日 (月曜日) 及び展示替え期間以外は開館しているため、免震台の故

障・不具合があった場合は迅速な対応が必要であり、同製品を製造している日本国土開発（株）は大阪に支店がありその問題も無い。

上述の理由により、本請負業務を遂行できる業者は日本国土開発（株）のみであるため上記業者と契約する。

#### 4 根拠法令

地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第1号及び政府調達に関する協定第15条第1項（b）

#### 5 担当部署

ゆとりとみどり振興局文化部博物館群担当（電話番号 06-6469-5184）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

高速電気軌道第6号線南森町停留場電気室配電機器制御装置改造

## 2 契約の相手方

寺崎電気産業株式会社

## 3 随意契約理由

本件は、電気鉄道システムを構成する電気室配電機器全般に関わる制御装置及び継電器の改造を行うものである。電気室配電機器は、30年周期で製作据付工事として発注が計画されており、その間15年毎に配電機器内の制御装置の改修を行う計画となっている。

契約の履行にあたっては、設備の特殊性から、当局ならびに鉄道独自の設計・安全思想の徹底のもと、他の関連する鉄道設備との綿密な整合をとりつつ、設計から装置の取換、調整まで一貫した管理体制のもとで行う必要がある。

また、今回の制御装置及び継電器の改造は、システム全体の根幹部分であり、既設設備の特殊な設計及び本システム稼働に必要なソフトウェアは寺崎電気産業株式会社が独自に開発したものであり、システム全体の構造等については他社には公開していない。そのため、システムが正常に機能するための性能保証上、製作者である同社以外では改造することができない。

さらに、改造後のシステムが正常に機能することを保証しつつ、万が一これらのシステムで障害が発生した際の迅速な対応においても同様である。

以上のことから、本制御装置及び継電器の改造については、同社を特名する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

交通局電気部電気課（電気設計）

（電話番号06-6585-6563）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

線条リレー外8点買入

## 2 契約の相手方

大同信号株式会社

## 3 随意契約理由

## (1) 機種選定理由

本件は、連動装置用リレー類の買入を行うものである。

連動装置とは分岐器設置の構内において、信号機、転てつ機等を電気的方法によって、信号相互間を連鎖させるための装置である。

本件で買入する連動装置用リレー類は、安全輸送をつかさどる運転保安設備である連動装置に使用するものであり、この装置は故障が生じないよう、さらには故障が生じてもその動作が必ず安全側に動作（フェールセーフ）すること等、高度な用件が求められる。

## (2) 業者選定理由

本品は、大同信号株式会社製の連動装置の取替部品であり、装置全般に対する知識を基に独自の技術で設計・製作されたものである。また、装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり同社製以外の代替品は使用することが出来ない。

よって上記理由により大同信号株式会社を特名する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5. 担当部署

交通局電気部電気管理事務所（計画）

（電話番号06-6965-1884）

## 随意契約理由書

1 案件名称

手すり付非常梯子 製造

2 契約の相手方

株式会社アサヤマ

3 随意契約理由

車両用の非常梯子は、非常事態により営業線の駅間で車両が停止した際、乗務員室の貫通扉からお客様を車外へ避難誘導させるために使用するものである。

本件は、現状の非常梯子では手すりが無いため、安全かつ迅速な避難誘導が困難との観点から、「より安全で迅速な避難誘導」が可能な、手すり付非常梯子への更新を行うためのものである。

車両と手すり付非常梯子の接続においては、特殊な固定具が必要であるため、汎用品の梯子は採用できず、鉄道車両専用が開発、設計、製作され、避難時に手すり・踏段部が揺れると危険であることから、踏段部のロック機構が付いた梯子が必要である。

現在、手すり・踏段部の揺れを防止し、当局での安全確認ができていたのは、本案件の手すり付非常梯子のみであり、株式会社テクノエースでのみ設計・製作されている。

また、伸縮式での踏段部のロック機構においては、株式会社テクノエースが特許（特許第 4758223 号）を取得しているため、株式会社テクノエースでしか製作できず、その唯一の代理店が株式会社アサヤマである。

以上により、本件は株式会社テクノエースの代理店である株式会社アサヤマを特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部 車両部車両課

（電話番号 06-6585-6583）

## 随意契約理由書

1 案件名称  
高速車両（25系） 誘導無線移動局装置（一部更新）製造

2 契約の相手方  
株式会社 日立国際電気

3 随意契約理由

誘導無線移動局装置とは、地下鉄車両の乗務員と運転指令所間との通話及び乗務員（運転士・車掌）相互間の通話を行うために車両側に装備された装置である。

また、列車の電源である第3軌条を停電させる機能も具備しており、事故時等の緊急時においても使用され、列車を運行させるうえで必要不可欠なものであり、高度な信頼性が要求される重要な装置である。

当局第5号線において可動式ホーム柵の運用が予定されており、それに対応する車両改造が必要となった。乗客と運転指令所との通話機能及び、非常発報機能を追加するため、誘導無線移動局装置の変更が必要となった。また、25系の誘導無線移動局装置は、製作後の経過年数増大に伴い機器を構成する部品の劣化や故障が増加してきており、車両寿命までの延命処置として、一部更新を実施する。

この誘導無線移動局装置は株式会社日立国際電気が装置全般に対する知識を元に設計、製作されたものである。両先頭車の誘導無線移動局装置間、誘導無線移動局装置と既存機器（送信結合箱、受信アンテナ等）との配線、取付等について製作メーカー独自の技術で設計・製作されており、構造及び相互の関連機構並びに設計図・製作時のデータ等については、他社には公開しておらず企業秘密とされている。

このため、装置が正常に機能するための性能保障上、同社以外は更新製造を行うことはできない。

以上の理由により同社を特名する。

4 根拠法令  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署  
交通局鉄道事業本部車両部車両課  
(電話番号 06-6585-6583)